

地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める意見書

地方議会議員は、近年の社会情勢、経済の動向、地域の構造が急激に変化する中、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について、住民の意見をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。そのため、地方議会への多様かつ有為な人材の参画が重要となっている。

しかしながら、近年の統一地方選挙の結果を見ると、投票率は全国的に低下傾向にあるとともに、政令指定都市においても無投票当選者が生じたほか、立候補者が議員定数に満たない地域も存在するなど、住民の関心度の低下や地方議会議員のなり手不足といった問題が深刻化している。

そのような状況を改善するために、例えば、就業者の大半を占める会社員等から議員への転身が行いやすいよう、また、転身後における将来の生活等への不安が軽減されるよう、地方議会議員も会社員等と同様、厚生年金に加入できるような法整備を行い、多様な人材の立候補を促すための環境を整えることが必要である。

地方議会議員年金制度は、平成23年に国会の議決により廃止されたが、その廃止法案審議が行われた衆参両院総務委員会の附帯決議において、「地方議会議員年金制度の廃止後、おおむね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと」とされていた。こうした中、全国市議会議長会、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会等により、実現に向け要望は行われているものの、現在のところ地方議会議員の新たな年金制度に関する法整備は進んでいない状況である。

よって、国におかれては、附帯決議の趣旨を尊重し、また、将来にわたり地方議会議員が安心して議会活動に専念でき、かつ国民の幅広い層からの政治参画や地方議会における多様な人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を国民の理解を得ながら早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日

鳴門市議会